

生活費の増加分の定額賠償についての提案書

平成23年11月10日

原子力損害賠償紛争審査会

会長 能 見 善 久 殿

東京電力株式会社

代表取締役 西 澤 俊 夫 殿

〒371-0844

群馬県前橋市古市町1-50-1 吉野屋ビル303

新前橋法律事務所内

原子力損害賠償群馬弁護団

弁護団長 弁護士 鈴木 克 昌

電 話 027-210-7770

私達は、今般の原発事故に関する損害賠償請求につき、被災者・被害者を支援するために群馬弁護士会所属弁護士54名（本日現在）によって結成した弁護団です。

当弁護団は、本年10月27日付で、原子力損害賠償紛争審査会（以下、「審査会」と言います。）及び東京電力株式会社（以下、「東京電力」と言います。）に対し、「避難者の生活費の増加分に関する賠償についての要請書」を送付させていただきました。

その直後の本年11月1日、原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「紛争解決センター」と言います。）は、ホームページにおいて、「和解仲介手続申立書（様式A：簡易版）を公表されました。同書式には、それ以前から公表されていた「和解仲介手続申立書（様式B）」には設けられていなかった「生活費が増加した分の賠償として」の欄が設けられました。この記載欄の新設は、当弁護団の上記要請書と軌を一にするものであり、当弁護団としては高く評価しております。

す。

ただし、被災者の置かれている状況にかんがみると、事後的な請求の途を開くだけでは不十分であり、被災者に対して予見可能性を与える対応が必要です。そこで、当弁護士団は、審査会及び東京電力に対し、以下のとおり提案させていただきます。

第1 提案の趣旨

- 1 審査会は、生活費の増加分の請求に関し、避難者の請求手続の便宜と支払手続の効率化、更には、避難者が安心して避難生活上の生活必需品を購入できるように、例えば、別添一覧表のように賠償の対象品目、標準単価、標準数量等を定め、避難者にはチェックリスト式の請求書の提出のみを求めるなどの合理的かつ効率的な賠償事務が行われるよう対処されたい。
- 2 東京電力は、前項の賠償を現実に行うのはもとより、避難者の不安や混乱を取り除くため、それらが賠償されることを速やかに公表されたい。

第2 提案の理由

- 1 一般に、生活費の増加分は、総額としては相当程度高額になるものの、対象品目が多岐にわたる上、単価が低額なものが多く、賠償されるべき金額に比して事務処理量が膨大とならざるを得ません。

例えば、当弁護士団に寄せられた相談の中には、避難生活が半年以上経過したこともあり、生活費の増加分として賠償を希望される品目について、領収証・レシートが既に数百枚に達している事案もあります。

避難者に対し、これらについて、品目を一つ一つ列記させ、領収証（写し）の添付を求めるのは、極めて酷と言わざるを得ません。

- 2 また、生活費の増加分については、原発事故と相当因果関係があるものと、従前どおりの生活でも生じていたはずで相当因果関係が認められないものとを峻別するという作業が不可欠です。

この峻別作業は、一般の方々には容易なことではありませんし、項目によっては、専門家の間でも意見が分かれる場合もあり得ます。

- 3 更に、項目としては相当因果関係が認められるとしても、金額的にどの程度までが合理的か判断が難しいものもあります。

例えば、当弁護団としては、群馬県に避難されている方々について、福島県内の自宅から自動車を搬出できなかった場合は、当県の土地柄にかんがみ、自動車の購入代金は相当因果関係が認められると思料しますが、だからといって、高級車の新車購入価格が合理的な賠償額とも思いません。

自動車は特に高額な品目ですが、それ以外でも、大型家電製品や家具について、避難者の中には、「これを買ったとして、東京電力は払ってくれるのか。」「幾らまでの物なら東京電力に払ってもらえるのか。」と判断に困り、購入を差し控えて不便を甘受している方もおられます。

- 4 そこで、当弁護団としては、「長期間の避難生活を開始するに当たって生じた生活費の増加分」について、対象品目、標準単価、標準数量を定めることを提案いたします。その試案として作成したのが、添付の一覧表です。

早期にこれが策定されれば、生活必需品の購入を差し控えている避難者の方々は、標準単価・標準数量の範囲内で安心して生活必需品を購入することが可能となります。

また、損害賠償請求手続きにおいても、賠償額を、購入した品目の標準単価×標準数量に定額化することとし、避難者にはチェックシート式の請求書の記入・提出を求め、領収証の添付を省略すれば、非常に大きな事務処理の効率化を図ることができると思われます（ただし、定額賠償は希望者のみとし、現実の損害額を請求したい避難者は、原則どおり領収証等を添付して請求することとします。）。

なお、添付の一覧表はあくまで試作であり、近日中に群馬県内の避難者の方々を対象にアンケートを実施し、現実の避難生活に即した内容に修正を加えたいと考えております。

- 5 最後に、生活費の増加分の賠償は、たとえ個々の支出は少額であったとしても、避難者の賠償システムに対する信頼を形成する上では極めて重要な賠償項目であると思料されます。したがって、避難者の視点に立った、避難者に優しい合理的な賠償システムを構築していただきたいと切に希望いたします。

す。

以 上